

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	専門学校 福山歯科衛生士学校
設置者名	一般社団法人 福山市歯科医師会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
医療専門課程	歯科衛生科	夜・通信	64 単位	10 単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.fdhc.ac.jp/pdf/2026/r8_jitsumu_kyoin.pdf

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第 2 号の 2－②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第 2 号の 2－①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	専門学校 福山歯科衛生士学校
設置者名	一般社団法人 福山市歯科医師会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営委員会
役割	学校運営委員会を年 2 回（4 月・3 月）開催し、該当年度の教育方針・教育計画・予算決定・学生の定員・募集について協議承認する。また、学則その他諸規定の制定・改廃に関することなど必要に応じ委員会を開催し協議承認する。

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
歯科医院 院長	2025. 6～2027. 5	（一社）福山市歯科医師会 理事
歯科医院 院長	2025. 6～2027. 5	（一社）福山市歯科医師会 理事
歯科医院 院長	2025. 6～2027. 5	（一社）福山市歯科医師会 理事
歯科医院 院長	2025. 6～2027. 5	（一社）福山市歯科医師会 理事
歯科医院 院長	2025. 6～2027. 5	（一社）福山市歯科医師会 会員
歯科医院 院長	2025. 6～2027. 5	（一社）福山市歯科医師会 会員
歯科医院 院長	2025. 6～2027. 5	（一社）福山市歯科医師会 会員
歯科医院 院長	2025. 6～2027. 5	（一社）福山市歯科医師会 会員

歯科医院 院長	2025. 6～2027. 5	(一社) 福山市歯科医師会 会員
歯科医院 院長	2025. 6～2027. 5	(一社) 福山市歯科医師会 会員
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	専門学校 福山歯科衛生士学校
設置者名	一般社団法人 福山市歯科医師会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) ・授業計画の作成基準 担当講師は授業の目的・方法・時期・時間・使用教材・授業内容・到達目標を定める ・授業計画の作成・公表時期 10月の職員会議にて翌年度の学校行事等を踏まえ時間割及び授業計画を概ね11月～1月の期間に作成依頼し、3月下旬に公表する	
授業計画書の公表方法	https://www.fdhc.ac.jp/pdf/2026/r8_syllabus.pdf
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) ・単位の認定の方針について 単位修得認定は、講義・実習等に必要時間の取得状況と当該科目の評価により行う。ただし、次の各項の条件を満たさなければならない。 1. 学業成績の評価は、優・良・可・不可の4種類をもって表し、優・良・可を合計とする。 2. 欠席日数が当該学年の授業科目の3分の1をこえるときは進級又は卒業を認めない。 3. 前期試験・後期試験の成績をもって進級の及落を判定する。学生の在学期間は6ヶ月を限度とする。 4. 欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1以内であり、各学科及び実習に係る出席時間数が指定規則に定める時間数に満たない者については必要な補修を行ったうえ、進級または卒業を認める場合がある。	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。 (客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) ・履修科目の成績評価（前期試験・後期試験・実習）を点数化（1科目100点満点）し、該当学年の全科目の合格点・平均点から各学生のクラス内での成績分布状況を把握している。 また、各学生の学業成績評価値を求め客観的な成績表も行っている。 上記のあらかじめ設定した算出方法により数値を算出し評価することを、学則（第18条1項）、学則施行細則（第11条）にて公表している。	
客観的な指標の算出方法の公表方法	https://www.fdhc.ac.jp/pdf/2026/r8_seiseki_shihyou_u.pdf
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。 (卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) ・教育方針である下記の5項目に重点をおき、いかなる立場にあっても職務を全うできる能力を身につけ、単位の認定の方針に沿って単位修得の認定を受けた者は、教務会議の議を経て卒業を認定する。 1. 歯科診療の場で、診療補助業務が十分できる能力 2. 口腔衛生実技に熟達し、その技量を十分に発揮し責任を全うできる能力 3. 臨床の場で、患者に対し歯科保健指導が十分にできる能力 4. 公衆歯科衛生の場においても現場活動が十分にできる能力 5. 常に医療人としての倫理に基づいた行動ができる能力	
卒業の認定に関する方針の公表方法	https://www.fdhc.ac.jp/pdf/2026/r8_sotsugyou_nin_tei.pdf

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	専門学校 福山歯科衛生士学校
設置者名	一般社団法人 福山市歯科医師会

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校事務室で閲覧
収支計算書又は損益計算書	学校事務室で閲覧
財産目録	—
事業報告書	学校事務室で閲覧
監事による監査報告（書）	学校事務室で閲覧

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
医療		医療専門課程	歯科衛生科		○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な 総単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
3 年	昼	108 単位	77 単位	単位	31 単位	単位	単位	
			108 単位					
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数		総教員数	
150 人		123 人	0 人	6 人	85 人		91 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） - 授業計画の作成基準 担当講師は授業の目的・方法・時期・時間・使用教材・評価方法・授業内容・到達目標を定める - 授業計画の作成・公表時期 10月の職員会議にて翌年度の学校行事等を踏まえ時間割及び授業計画を概ね11月～1月の期間に作成依頼し、3月下旬に公表する。 - 単位の認定の方針について 単位修得認定は、講義・実習等に必要時間の取得状況と当該科目の評価により行う。ただし、次の各項の条件を満たさなければならない。 1. 学業成績の評価は、優・良・可・不可の4種類をもって表し、優・良・可を合計する 2. 欠席日数が当該学年の授業科目の3分の1をこえるときは進級又は卒業を認めない。 3. 前期試験・後期試験の成績をもって進級の及落を判定する。学生の在学期間は

6ヶ月を限度とする。
4. 欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1以内であり、各学科及び実習に係る出席時間数が指定規則に定める時間数に満たない者については、必要な補修を行ったうえ、進級または卒業を認める場合がある。
成績評価の基準・方法
(概要) 履修科目の成績評価（前期試験・後期試験・実習）を点数化（1科目100点満点）し、該当学年の全科目の合格点・平均点から各学生のクラス内での成績分布状況を把握している。 また、各学生の学業成績評価値を求め客観的な成績表も行っている。 上記のあらかじめ設定した算出方法により数値を算出し評価することを、学則（第18条1項）、学則施行細則（第11条）にて公表している。
卒業・進級の認定基準
(概要) 教育方針である下記の5項目に重点をおき、いかなる立場にあっても職務を全うできる能力を身につけ、単位の認定の方針に沿って単位修得の認定を受けた者は、教務会議の議を経て卒業を認定する。 1. 歯科診療の場で、診療補助業務が十分できる能力 2. 口腔衛生実技に熟達し、その技量を十分に発揮し責任を全うできる能力 3. 臨床の場で、患者に対し歯科保健指導が十分にできる能力 4. 公衆歯科衛生の場においても現場活動が十分にできる能力 5. 常に医療人としての倫理に基づいた行動ができる能力
学修支援等
(概要) 履修・生活支援（クラス担任制）、経済支援（特待生奨学金制度、奨学金担当者による手続き支援）、就職支援（就職活動支援）

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
45人 (100%)	0人 (0.0%)	43人 (95.6%)	2人 (4.4%)
(主な就職、業界等) 歯科医院、総合病院			
(就職指導内容) 就職説明会(就職活動の説明、求人票の見方、履歴書の書き方、見学・面接対応)			
(主な学修成果（資格・検定等）) 歯科衛生士国家資格の取得			

(備考) (任意記載事項)
「その他」の2名は、卒業後に就職活動を希望したため

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
130 人	7 人	5.4%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学生との面談、保護者を交えた3者面談		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
歯科衛生科	200,000 円	528,000 円	350,000 円	その他の内訳 諸経費 350,000 円
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				
特待生奨学金制度：入学試験および前年度の授業・実習の実績により優秀且つ他の学生の模範となる学生に支援（各学年2名：1年次 200,000 円、2・3年次 300,000 円）				

b) 学校評価

[illegible]

歯科医院 院長	2025.6～2027.5	(一社) 福山市歯科医師会 理事
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.fdhc.ac.jp/pdf/2026/r7_others_eva.pdf		
(備考)		
第三者評価未実施のため、令和7年度学校関係者評価を記載。		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.fdhc.ac.jp/
--

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	H134310000522
学校名（〇〇大学 等）	専門学校 福山歯科衛生士学校
設置者名（学校法人〇〇学園 等）	一般社団法人 福山市歯科医師会

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		31人 （ 21）人	30人 （ 20）人	－ （ 22）人
内 訳	第Ⅰ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ ー）	（ ー）	
	第Ⅱ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ ー）	（ ー）	
	第Ⅲ区分	－	－	
	（うち多子世帯）	（ 0人）	（ 0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	13人	11人	
家計急変による 支援対象者（年間）				－ （ 0）人
合計（年間）				34人 （ 22）人
(備考)				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	—
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	—	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	—	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。